

教育費のサポート

<就学援助>

小学校・中学校への就学が経済的に困難な児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品の購入費などを援助します。
(所得制限があります)

お問い合わせ先: お住まいの市町村の教育委員会

<高等学校等就学支援金>

高校の授業料を支援します。学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。
(所得制限があります)

<私立高等学校等授業料軽減補助金>

私立高校等の月々の授業料負担を世帯の所得に応じて軽減します。学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。
(所得制限があります)

<奨学のための給付金>

高等学校等に通う住民税非課税世帯や生活保護世帯の生徒の授業料以外の教育費を支援します。

お問い合わせ先: 通われる学校

<高等教育の修学支援等>

大学や専門学校などに係る授業料等の減免制度や給付型奨学金などについては、こちらの「**大学等修学のための経済的支援情報サイト**」をご覧ください。 →



お住まいの地域の子育て支援制度に関する問い合わせ先

(各振興局: 社会福祉課子ども子育て支援係)

振興局名	電話番号
空知総合振興局	0126-20-0120
石狩振興局	011-204-5808
後志総合振興局	0136-23-1956
胆振総合振興局	0143-24-9845
日高振興局	0146-22-9477
渡島総合振興局	0138-47-9546
檜山振興局	0139-52-6654
上川総合振興局	0166-46-5990
留萌振興局	0164-42-8325
宗谷総合振興局	0162-33-2621
オホーツク総合振興局	0152-41-0696
十勝総合振興局	0155-27-8704
釧路総合振興局	0154-43-9257
根室振興局	0153-23-6914

<子どもの居場所>

子どもたちに温かい食事や居場所を提供する「子ども食堂」や無料で学習を支援する「子どもの学習の場(無料塾)」など、道内でも「子どもの居場所」の取り組みが広がっています。道内の実施状況などについては、こちらのホームページをご覧ください。 →



<学習・生活支援>

生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親世帯などを対象とした子どもの学習・生活支援事業を実施している地域もあります。ひとり親世帯への支援についてはお住まいの市町村に、生活困窮世帯等への支援については、こちらのホームページに記載している自立相談支援機関の窓口にお問い合わせください。 →

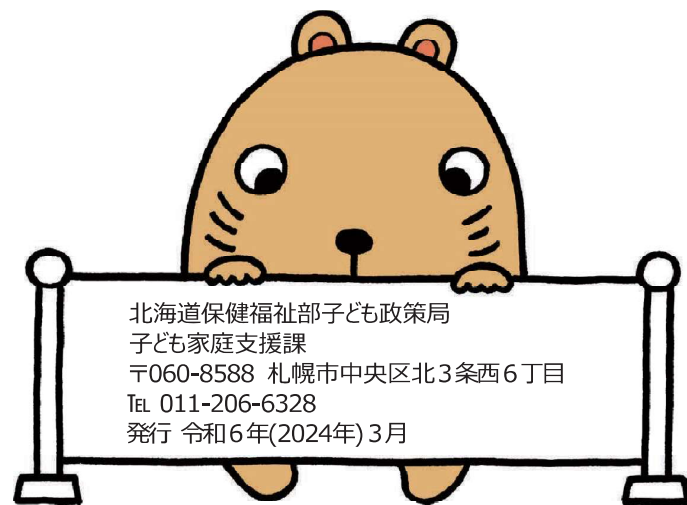


ほっかいどう 子育て応援ガイド

北海道や各市町村には、様々な相談窓口のほか、子育てや教育、就労をサポートする様々な制度があります。

市町村によって実施状況や利用の条件が異なりますので、まずは、それぞれのお問い合わせ先にご連絡ください。

また、各振興局や市役所には、子育ての様々な悩み事の相談相手となる家庭相談員やひとり親の支援を行う母子・父子自立支援員がおりますので、お気軽にご相談ください。



北海道保健福祉部子ども政策局
子ども家庭支援課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
Tel. 011-206-6328
発行 令和6年(2024年)3月



北海道 結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイト「**ハグクム**」もご覧ください →



子育てのサポート

<地域子育て支援拠点(センター)>

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て相談ができます。子育てに関する講習なども実施しています。

<保育所・認定こども園>

お母さん・お父さんが仕事などのため、日中、家庭での保育が出来ない場合に利用できます。一時預かりや延長保育を行っている園もあります。

<放課後児童クラブ(学童保育)>

お母さん・お父さんが仕事などのため、放課後家庭にいない場合に利用できます。

<子育て短期支援事業>

保護者が出張や病気、冠婚葬祭などで家庭での養育ができないときに、児童養護施設等に短期間宿泊するショートステイや、保護者が仕事などで夜間や休日に家庭での養育ができないときに預かりを行うトワイライトステイを行っている市町村もあります。

お問い合わせ先:お住まいの市町村

<生活福祉資金>

低所得世帯や、障がい者・介護を要する高齢者のいる世帯に対し、進学や就職、生活費や引っ越しなどに必要な資金について、無利子または低利子で貸付を行っています。

お問い合わせ先:お住まいの市町村の社会福祉協議会

<母子父子寡婦福祉資金貸付金>

ひとり親家庭の子どもの進学や、親の就職、生活費や引っ越しなどに必要な資金について、無利子または低利子で貸付を行っています。

お問い合わせ先:
札幌市・函館市・旭川市にお住まいの方は市役所、
その他の方はお住まいの市町村を所管する振興局

生活・医療のサポート

<児童手当>

中学校卒業まで(令和6年10月分から高校生年代まで)の子どもがいる世帯に支給します。子どもの年齢・人数・保護者の所得によって支給額が異なります。

<乳幼児等医療給付事業>

子どもが医療機関にかかったときの医療費の自己負担額の一部を助成します。

<児童扶養手当>

ひとり親家庭の父母または養育者に支給します。所得制限があり支給額は所得により異なります。

<ひとり親家庭等医療給付事業>

ひとり親家庭の子どもや親が、医療機関にかかった時の医療費の自己負担額の一部を助成します。

お問い合わせ先:お住まいの市町村

<母子生活支援施設>

18歳未満の子どもの養育に困難を抱えている母子家庭等が入所し、生活の安定と自立を図っていく施設です。道内9か所に設置されています。

<入院助産制度>

経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な低所得世帯の妊産婦に対し、助産施設(病院等)に入所して出産した場合に、出産費用を援助します。

お問い合わせ先:市にお住まいの方は市役所、
その他の方は、お住まいの町村を所管する振興局



市町村の連絡先については
こちらをご覧ください



就労のサポート

<ハローワーク>

仕事を探している人に対し、求人情報、職業相談・照会、仕事に必要なスキルを学べる訓練のあっせんなどを行います。

<マザーズハローワーク>

子育てをしながら仕事をしたい人などに対して、相談、就職支援をします。キッズコーナーもあります。

※ 道内のハローワーク所在地

一覧はこちらをご覧ください →



<資格取得のための給付金>

○自立支援教育訓練給付金

就職を目指して技能を身につけるため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した際に、受講料の一部を支給します。

○高等職業訓練促進給付金

看護師等の資格を取得する際に、生活費の負担軽減を図るため給付金を支給します。

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

養成機関に入学する場合や、養成機関修了後に資格を取得し、取得した資格を活かして1年以内に就職する場合に貸付を行います。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験合格のための講座を受講した場合、受講費用の一部を支給します。

お問い合わせ先:市にお住まいの方は市役所、
その他の方は、お住まいの町村を所管する振興局

<母子家庭等就業・自立支援センター>

就業に関する相談、技能習得、就業情報提供まで一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談支援、無料の弁護士相談も行っています。

詳しくはこちらをご覧ください →

